

構造改革特区の第6次提案に対する政府の対応方針

平成17年2月9日
構造改革特別区域推進本部

昨年10月18日から11月17日まで実施した構造改革特区に係る第6次提案の募集に対しては、286件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1のうち法律改正が必要な事項については、原則として3月上旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出する。

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、基本方針の変更案を3月中に公表し、4月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、4月までのできる限り早い時期に公布し、5月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表 1 に掲げられた規制の特例措置は、原則として 5 月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表 2 に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

第 5 次までの提案についても上記と同様の対応方針が定められているところであり、今後必要に応じて検討を行っていくこととする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第6次提案追加分)

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|----------------------------|---|--|-------|
| 822 | 公設民営学校の設置に関する特例 | 私立学校法 | 高等学校又は幼稚園を対象に公設民営学校を設置するため、地方公共団体が必要な資産の支援を行い、民間と協力して学校法人(公私協力学校法人)を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査は行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとする。 | 文部科学省 |
| 833 | 校地・校舎の自己所有要件を要しない専修学校等設置事業 | <p>学校教育法の一部を改正する法律等の施行について第五・五・(2)(3)(4)(昭和51年文部事務次官通達)</p> <p>各種学校規程の制定について第九条について(昭和31年文部事務次官通達)</p> <p>私立学校法の施行について四・2(昭和25年文部次官通達)</p> <p>準学校法人の認可基準の解釈および運用について 1(2)(昭和35年文部省管理局長通達)</p> | 当該地域において教育上の特段のニーズがあり、このニーズに対応する専修学校又は各種学校の設置及びこれらの学校の設置を目的とする(準)学校法人の寄附行為の認可(変更の認可の場合を含む。)について、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地・校舎等の自己所有を求める必要がないこととする。 | 文部科学省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|------|----------------------------|---|---|-------|
| 931 | 知的障害者グループホームの定員要件の緩和 | 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第84条第1項 | 知的障害者グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、現行では4人以上7人以下とされている定員要件を3人以上7人以下に緩和する。 | 厚生労働省 |
| 932 | 認知症高齢者グループホームにおける短期利用者の受入れ | 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額に算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の1の(8) | 認知症高齢者グループホームの利用形態の一種として、サービスの質を確保できるよう必要な条件を付した上で、短期間に限定したショートステイとしての利用を認める。 | 厚生労働省 |
| 1142 | 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化 | 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第65条、第73条の2の2、第79条及び第94条 | 一定の要件を満たす研究開発用の温泉熱利用発電設備であって、関係分野からなる専門家により構成される委員会を設置すること等による保安確保措置を講じている場合に限り、研究開発期間中において、工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とする。 | 経済産業省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|------|-----------------------|-------------------------|--|------|
| 1307 | 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の可能化 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 | <p>現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっているが、特区内に限り、網又はわなを指定して網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるように措置する。</p> | 環境省 |

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第6次提案追加分)

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|--------------------------------|---|--|---------|--------------|
| 303 | 商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長 | 自動車損害賠償保障法第25条、同法第33条第1項、同施行令第9条、自動車損害賠償責任保険基準料率(平成14年金融庁告示22号) | 商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、次回の自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。 | 平成16年度中 | 金融庁 国土交通省 |
| 715 | 空港・港湾以外の内陸通関拠点における臨時開庁手数料の見直し | 構造改革特別区域法第29条 構造改革特別区域法施行令第4条 | インランド・デポ(空港・港湾以外の内陸通関拠点)についても年間365回以上の臨時開庁承認実績があること、インランド・デポにおける利用者の利便性の向上又は施設利用の促進などによる貿易の振興に資するための施策が講じられること等の要件を満たす場合には臨時開庁手数料の軽減を認める方向で検討し、措置する。 | 平成16年度中 | 財務省 |
| 828 | 公民館における料金を徴収する事業の容認 | 社会教育法第22条、第23条 | NPO法人等が公民館で映画上映会を行うに際して料金を徴収することは、現行の社会教育法第22条、第23条の解釈でも対応可能である旨の周知徹底を図る。 | 平成16年度中 | 文部科学省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|------------------------------|------------------------------|---|---------|-------|
| 829 | 通信制高等学校の校舎に係る専修学校等の施設との兼用の容認 | 高等学校通信教育規程第9条第4項 | 通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が可能となるよう高等学校通信教育規程を改正する。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。 | 平成17年度中 | 文部科学省 |
| 830 | 学則変更の届出に係る手続きの簡素化 | 学校教育法施行令第26条 学校教育法施行規則第2条 | インターネット上で学則を公開している大学からの学則変更届出について、手続きの簡素化を認めるための所要の措置を講じる。 | 平成17年度中 | 文部科学省 |
| 831 | 実務家教員を含めた大学教員に関する審査の観点の明確化等 | 大学設置基準第14条 等 | 地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する「参考人制度」(本年度から試行的に実施)につき、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じる。 | 平成17年度中 | 文部科学省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|-------------------------------------|---|---|---------|-------|
| 832 | 大学図書館に関する審査の観点の改善 | 大学設置基準第36条 大学設置基準第38条 | IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じる。 | 平成17年度中 | 文部科学省 |
| 969 | 特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大 | 医療法 第42条第1項 農業協同組合法 第10条第1項 知的障害者福祉法 第15条の24第2項 | 現行制度においては、授産に対し法に基づく支給を行う指定知的障害者授産施設の対象は、地方公共団体又は社会福祉法人が設置主体である特定知的障害者授産施設となっているところ、障害保健福祉制度改革により、社会福祉法人以外の法人であっても、授産活動に係る指定事業者となることを可能とする。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 970 | 複数の障害者が一人の居宅介護従業者による支援を共同利用することの可能化 | 法令上明確な規制は設けられていないが、居宅生活支援費の支給は個人給付となっている。 | 複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同で利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|------------------------------------|---|--|-----------------------------------|-------|
| 971 | 認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用 | 介護保険法第7条、第13条 | 介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。 なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 972 | 地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲 | 介護保険法第41条及び第70条 | 介護保険制度の見直しの中で、平成18年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等)を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 973 | 海外の医療従事者の医療行為を伴う研修制度の創設 | 保健師助産師看護師法 第5条、第31条 救急救命士法 第2条、第43条 *その他の医療関係資格法も該当し得る。 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律 第1条 | 看護師、救急救命士等については、現行制度上、医師・歯科医師の臨床修練制度に相当する制度は設けられていないところ、全国規模の制度として、海外の医療従事者の医療行為を伴う研修制度を創設する。 | 平成17年9月までに結論を得て、その後速やかに関係法案を国会に提出 | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|------------------------------|--|---|--------------|-------|
| 974 | 国内未承認薬等の使用に係る 保険診療との併用の確立 | 健康保険法第63条 健康保険法第86条 保険医療機関及び保険医 療養担当規則第5条、第5条 の2 | 平成16年12月15日の尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との合意に従い、国内未承認薬について、関連学会及び患者団体等から要望があり、医療上必要性が高いと認められる医薬品については、薬事法上の承認申請のための治験が終了した後も、主治医と製薬企業との適切な連携の下、承認後の使用実態を想定した新たな安全性確認試験を治験として実施する仕組みを創設することにより、制度的に保険診療との併用の断絶を解消する。なお、未承認の医療材料についても、治験の流れの中で保険診療との併用が可能な体制を確立する。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 975 | 先進技術に係る保険診療との 併用の仕組みの新設 | 健康保険法第63条 健康保険法第86条 保険医療機関及び保険医 療養担当規則第5条、第5条 の2 | 平成16年12月15日の尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との合意に従い、先進的な医療技術について、医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は届出により実施可能な仕組みを新たに設ける。 また、高度先進医療の取扱いについて、 ・ 特定承認保険医療機関の承認要件について、医療機関の規模にかかわらず、新しく高度な医療を提供することが可能な医療機関であれば承認を受けることが可能となるように、承認要件を抜本的に緩和する ・ 本年4月からの実施状況を踏まえ、実施医療機関として一度承認を受けたら、個別に技術について承認を経ることなく届出のみで実施できる仕組みについて、医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を踏まえつつ、対象技術を大幅に拡大するといった見直しを行うこととする。 | 平成17年夏目 途 | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|--|--|---------|----------------|
| 1010 | ハウスチューバーにより増殖する馬鈴しょ原原種の種苗の検査方法の明確化及び検査体制の整備 | 民間機関において生産されるマイクロチューバーの取扱いについて(平成11年1月29日付け10-276植物防疫課長通知) | ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しょの検査についての技術的な検討を行い、検査方法を明確化した上で、検査の実施体制を整備する。 | 平成17年度中 | 農林水産省 |
| 1011 | 特定法人貸付事業における農地の賃貸借に係る法定更新の適用除外 | 農地法第19条 | 特定法人貸付事業については、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、本通常国会に所要の法律改正案を提出する予定としており、この中で、都道府県知事の許可を受けることなく、賃貸借を終了する(更新しない)こともできるように措置する。 | 平成16年度中 | 農林水産省 |
| 1012 | 「たら」輸入割当てに関する申請者の資格要件のうち輸入契約数量要件の撤廃 | 輸入貿易管理令第9条 輸入発表 | たらの先着順割当てに係る申請資格の一つである「輸入契約数量が20トン以上であること」を撤廃する。 | 平成17年度中 | 農林水産省 経済産業省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|--|---|----------|-------|
| 1132 | イベント都度の店舗面積の増加等を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化 | 大規模小売店舗立地法第5条1項、6条2項、附則5条に基づく届出の運用 大規模小売店舗立地法施行規則第3条1項、7条 | イベント等で店舗面積を増加することが予め見込まれる場合に、見込まれる最大限の増加分を予め届け出ておけば、イベント等の都度届け出なくてよい、という運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。 | 平成17年度早期 | 経済産業省 |
| 1133 | 駐車場でのイベント都度の駐車台数の一時的減少を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化 | 大規模小売店舗立地法第5条1項、6条2項、附則5条に基づく届出の運用 大規模小売店舗立地法施行規則第3条1項、7条 | イベント等で駐車場を利用することが予め見込まれる場合に、同じ駐車台数の臨時駐車場を予め届け出ておけばイベント等の都度届け出なくてよいという運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。 | 平成17年度早期 | 経済産業省 |
| 1134 | 手筒花火に係る火薬類取扱者の年齢制限の緩和 | 火薬類取締法施行規則 | 技術基準を見直し特殊繊維製の内筒を利用するなど安全確保策を講じるとともに、青少年によっても安全な消費が可能となることを担保するための関係地方自治体による個別従事者認定等を条件に、年齢制限を緩和する。 | 平成17年度中 | 経済産業省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|------------------------------|--|--|---------|-------|
| 1252 | 新住宅市街地開発事業における複合的土地利用の許容 | 新住宅市街地開発法第2条、第21条 | 新住宅市街地開発法に基づき策定する施行計画、処分計画において、複合的土地利用を許容する当該計画の策定方法等について、技術的助言を行う。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1253 | 新住宅市街地開発事業における処分計画の内容の簡素合理化 | 新住宅市街地開発法第22条第1項、第2項 新住宅市街地開発法施行規則第12条、第14条 | 処分計画の計画事項及び様式を見直し、計画策定手続の簡素合理化を図る。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1254 | 新住宅市街地開発事業における処分の相手方要件の緩和 | 新住宅市街地開発法第23条第1号 | 商業・業務用不動産の開発事業者への譲渡等が可能となるよう、「自己」居住及び「自己」業務の範囲について運用の見直しを含め検討し、技術的助言を行う。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1255 | 新住宅市街地開発事業における買戻特約に関する運用の見直し | 新住宅市街地開発法第31条、第33条 | 買戻し特約に関する運用において、施行者が特約を解除することが可能な条件等について検討し、技術的助言を行う。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|------------------------------------|---|---------|-------|
| 1256 | 新住宅市街地開発事業による造成宅地等の権利移転に関する知事承認手続の簡素合理化 | 新住宅市街地開発法第32条 新住宅市街地開発法施行規則第19条 | 造成宅地等に関する権利の設定又は移転に関する都道府県知事の承認申請事項及び様式の見直し、申請手続きの簡素合理化を図る。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1257 | 新住宅市街地開発事業における民間事業者による住宅分譲に関する運用の明確化 | 新住宅市街地開発法施行令第4条第1項第三号の二 | 民卸し制度において、購入者の多様なニーズに対応した住宅の建築が可能となるよう、民間事業者による住宅の分譲方法について技術的助言を行う。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1258 | 公営住宅の入居者資格の緩和 | 公営住宅法施行令第6条第1項 | 一定の知的・精神障害者について、公営住宅への単身入居を認める。 | 平成17年度中 | 国土交通省 |